

第96回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時

- 新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**
- 株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、**ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。**
当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。
- 今後の状況次第では、**開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性も**ございます。
詳細については、当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) をご確認ください。

目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役8名選任の件	8
第4号議案 監査役1名選任の件	15
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告書	51

証券コード 5631
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社 **日本製鋼所**
代表取締役社長 松尾敏夫

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をご検討いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況次第では、開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性もございます。株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
- 場 所** 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウエストタワー
地下1階 ゲートシティホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第96期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第96期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- (お願い)**
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。)
- (お知らせ)**
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) に掲載しております。
 - 事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎なお、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」は、事業報告の一部として、監査役による監査の対象となっております。また「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。
 - ◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<https://www.jsw.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から17頁まで）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

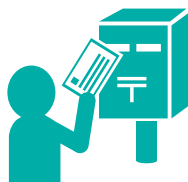
日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

会場 ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

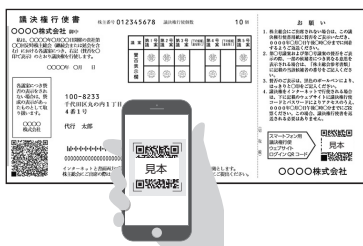
詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

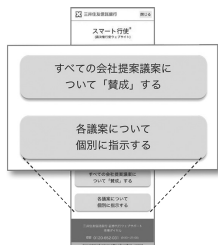
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

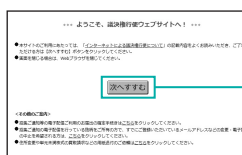
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

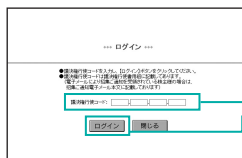
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

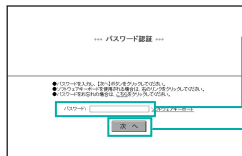
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、1株につき34.5円といたしたいと存じます。

これにより、中間期末の配当22.5円と合わせた年間配当は、57円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金34.5円 総額2,538,137,090円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

【ご参考】中期経営計画「JGP2025」期間中の配当について

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としたうえで、期間業績に応じて配当を実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元姿勢をより明確にするため、2022年3月期を初年度とする5カ年の中期経営計画「JGP2025」期間中は、「連結配当性向30%以上を目標としたうえで、DOE（連結株主資本配当率）2%を下限に配当を実施する」こととしております。

●年間配当・配当性向・DOE

	第95期 (2020年度)	第96期 (2021年度)
年間配当	35.0円	57.0円
配当性向	37.3%	30.1%
DOE	1.9%	3.0%

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、9頁から14頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	備考	
1	まつ お とし お 松 尾 敏 夫	再任	
2	で ぐち じゅんいちろう 出 口 淳 一 郎	再任	
3	きく ち ひろ き 菊 地 宏 樹	再任	
4	み と しん ご 三 戸 慎 吾	再任	
5	いの う え しげ き 井 上 茂 樹	新任	
6	で がわ さだ お 出 川 定 男	再任	社外取締役候補者 独立役員
7	なか にし よし ゆき 中 西 義 之	再任	社外取締役候補者 独立役員
8	みつ い ひさ お 三 井 久 夫	再任	社外取締役候補者 独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、33頁「4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）」の（注）6.に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 9頁から14頁の各取締役候補者に関する事項で記載している取締役会への出席状況のうち、三戸慎吾氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。

候補者
番号

1

まつ お とし お
松 尾 敏 夫

再任

生年月日：1962年3月6日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社
 2013年4月 当社広島製作所副所長
 2015年4月 当社広島製作所長
 2016年4月 当社執行役員
 2017年4月 当社常務執行役員、成形機事業部長、
 広島製作所管掌
 2017年6月 当社取締役常務執行役員

所有する当社の株式の数：17,733株

重要な兼職の状況：—

2020年4月 当社代表取締役副社長、安全保障輸
 出管理管掌、樹脂機械事業部・成形
 機事業部・産業機械事業部管掌、名
 機製作所担当
 2021年4月 当社特機本部管掌、事業開発室管掌、
 広島製作所・横浜製作所担当
 2022年4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、国内外有数のグローバル企業を顧客とする産業機械事業の拡大を生産面から支え、事業の伸
 長を加速させました。また、当社全般の技術的知見に精通し事業運営力・ビジネス経験を豊富に有していま
 す。当社の企業価値を持続的に向上させるために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

2

で ぐち じゅんいちろう
出 口 淳一郎

再任

生年月日：1958年9月2日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年4月 当社入社
 2013年4月 当社室蘭製作所副所長
 2015年4月 当社執行役員、鉄鋼事業部副事業部長
 2017年10月 当社人事教育部長
 2018年4月 当社CSR・リスク管理担当（現任）、
 安全保障輸出管理担当、安全衛生管
 理・環境管理担当（現任）、秘書室・
 総務部管掌
 2018年6月 当社取締役執行役員

所有する当社の株式の数：15,612株

重要な兼職の状況：—

2018年7月 当社総務部担当（現任）、秘書室長
 2019年4月 当社取締役常務執行役員
 2020年4月 当社CISO、情報システム室担当、人
 事教育部担当
 2021年4月 当社ESG推進担当（現任）
 2022年4月 当社代表取締役副社長（現任）、安全
 保障輸出管理管掌（現任）、人事教育
 部管掌（現任）
 2022年6月 当社素形材・エンジニアリング事業担当

取締役候補者とした理由

出口淳一郎氏は、素形材・エンジニアリング事業分野で営業活動に従事したほか主力工場の管理運営に携わ
 りました。また、コーポレート部門を管掌しガバナンス全体の強化と安全保障輸出管理、環境、人事を統括し
 ESGを強固に推進しています。当社事業全体を盤石に構築するため引き続き適任であると判断し、取締役候補
 者としています。

候補者
番号 3きく ち ひろ き
菊 地 宏 樹

再任

生年月日：1961年5月12日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1985年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行

2012年4月 株式会社三井住友銀行日本橋東法人営業部長

2015年4月 当社入社

2015年7月 当社総務部長

2016年4月 当社秘書室長

2018年4月 当社執行役員

所有する当社の株式の数：9,347株

重要な兼職の状況：—

2018年7月 当社経営企画室長（現任）

2020年4月 当社CFO（現任）、経理部担当（現任）、事業開発室長

2020年6月 当社取締役執行役員

2021年4月 当社取締役常務執行役員（現任）

2022年4月 当社樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部・特機本部管掌（現任）、事業開発室管掌（現任）

取締役候補者とした理由

菊地宏樹氏は、金融機関勤務で培った高い見識をもとに当社コーポレート部門を統括しガバナンス体制とリスク管理を強化してきました。業容の拡大に向けて全社の経営戦略の策定と推進にあたるほかグループ全体の経営を強化するために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号 4み と しん ご
三 戸 慎 吾

再任

生年月日：1959年11月19日生

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社

2006年7月 当社人事教育部長

2011年7月 当社広島製作所副所長

2014年4月 当社産業機械事業部副事業部長

2016年4月 当社研究開発本部副本部長

所有する当社の株式の数：13,043株

重要な兼職の状況：—

2017年4月 当社執行役員

2017年10月 当社新事業推進本部副本部長

2021年4月 当社新事業推進本部長（現任）

2021年6月 当社取締役執行役員

2022年4月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

三戸慎吾氏は、人事労務部門と海外営業に基盤をおき広範な経験と知見を培いました。管理全般と事業の運営力に長け、新規事業を推進・育成し、その事業基盤を確立してきました。当社の更なるビジネス創成にはリーダーシップが不可欠であり、その担い手として引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

5

いの うえ しげ き
井 上 茂 樹

新任

■ 生年月日：1964年1月7日生

■ 取締役会への出席状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社

2015年4月 当社広島製作所副所長

2017年4月 当社広島製作所長

2018年4月 当社執行役員

■ 所有する当社の株式の数：9,003株

■ 重要な兼職の状況：—

2021年4月 当社常務執行役員（現任）、産業機械事業部長（現任）、事業開発室長（現任）

2022年4月 当社CTO（現任）、全社品質担当（現任）、知的財産部担当（現任）、横浜製作所担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

井上茂樹氏は、産業機械事業における業容拡大の陣頭指揮を執り事業の伸長を加速させました。主力製品の設計開発や研究開発、海外駐在など多様な業務経験があり、産業機械事業の拡大、全社品質管理の強化、研究開発体制を刷新する担い手として適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

6

で がわ さだ お
出 川 定 男

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1951年7月20日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1977年 4月	石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社	2016年 4月	同社取締役（2016年6月退任）
2009年 6月	同社取締役執行役員	2016年 6月	同社顧問（2020年6月退任） 西芝電機株式会社社外取締役 （2020年3月退任）
2011年 4月	同社取締役常務執行役員	2018年 6月	当社取締役（現任）
2012年 4月	同社代表取締役副社長		
2015年10月	同社代表取締役副社長兼副社長執行役員（2016年3月退任）		

所有する当社の株式の数：3,946株

重要な兼職の状況：一

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

出川定男氏は、資源・エネルギー、社会インフラ、産業機械、航空・宇宙の4つの事業分野を持つ総合重工業で企業経営に携わり、代表取締役など重要ポストを歴任し技術的知見も豊富です。この経験をもとに、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項について報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

出川定男氏は、当社の取引先である株式会社IHIの代表取締役副社長兼副社長執行役員を2016年3月まで務め、同社取締役を2016年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、出川定男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（16頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 出川定男氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 出川定男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 当社は出川定男氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 出川定男氏が当社社外取締役に在任中、20頁「1.(5)対処すべき課題」に記載しておりますとおり、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する実際の検査数値を、仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが社内調査により判明いたしました。出川定男氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行してまいりました。また、上記事実の判明後においても、取締役会等において再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしております。

候補者
番号

7

なかにしよしゆき
中西義之

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1954年11月3日生

所有する当社の株式の数：0株

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

重要な兼職の状況：DIC株式会社相談役、株式会社IHJ社外取締役、株式会社島津製作所社外取締役

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社）入社	2020年 6月	当社取締役（現任） 株式会社IHJ社外取締役（現任）
2010年 4月	DIC株式会社執行役員	2021年 1月	DIC株式会社取締役（2021年3月退任）
2011年 6月	同社取締役執行役員	2021年 3月	同社相談役（現任）
2012年 4月	同社代表取締役社長執行役員 （2017年12月退任）	2021年 6月	株式会社島津製作所社外取締役 （現任）
2018年 1月	同社取締役会長（2021年1月退任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西義之氏は、生活に身近な分野で、素材と製品を提供する国際的な製造業において代表取締役など重要ポストを歴任し、経営戦略の拡大を指揮し企業価値を高められました。この経験をもとに、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項について報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

中西義之氏は、当社の取引先であるDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を2017年12月まで務め、同社取締役会長を2021年1月まで務めておりました。また、現在は同社相談役を務めておりますが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、中西義之氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（16頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 中西義之氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 中西義之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は中西義之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 中西義之氏が当社社外取締役に在任中、20頁「1.(5)対処すべき課題」に記載しておりますとおり、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する実際の検査数値を、仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが社内調査により判明いたしました。中西義之氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんが、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。また、上記事実の判明後においても、取締役会等において再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしております。

候補者
番号

8

みつ い ひさ お
三 井 久 夫

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1953年2月20日生

所有する当社の株式の数：255株

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

重要な兼職の状況：株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月	花王石鹼株式会社（現 花王株式会社）入社	2015年 4月	独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事（2019年6月退任）
2006年 6月	花王株式会社執行役員	2020年 6月	当社取締役（現任）
2010年 6月	同社取締役執行役員		株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役（現任）
2012年 6月	同社取締役常務執行役員（2014年3月退任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三井久夫氏は、生活者に向けたコンシューマープロダクツ事業を展開する国際的な製造業において、工場長、生産技術部門や取締役など重要ポストを歴任し企業経営に携わられたほか、同社退社後、行政機構のなかで貢献されました。この経験をもとに、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項について報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

三井久夫氏は、当社の取引先である花王株式会社の取締役常務執行役員を2014年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上が当社連結売上に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、三井久夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（16頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 三井久夫氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 三井久夫氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は三井久夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 三井久夫氏が当社社外取締役に在任中、20頁「1.(5)対処すべき課題」に記載しておりますとおり、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が生産する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する実際の検査数値を、仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが社内調査により判明いたしました。三井久夫氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。また、上記事実の判明後においても、取締役会等において再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 柴田尚氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

し みず ひろ ゆき
清 水 博 之 新任

■ 生年月日：1961年11月25日生

■ 所有する当社の株式の数：2,426株

■ 重要な兼職の状況：一

■ 略歴及び当社における地位

1984年 4月	当社入社	2019年 4月	当社機械事業部副事業部長（営業統括担当）
1998年 10月	当社ヒューストン事務所長	2020年 4月	株式会社ジーエムエンジニアリング 代表取締役社長（2022年6月退任予定）
2008年 6月	当社名古屋支店長		
2015年 9月	当社経営企画室副室長		
2017年 4月	当社関西支店長		

■ 監査役候補者とした理由

清水博之氏は、産業機械事業の営業経験が豊富で、国内・海外における事業伸長に貢献してまいりました。2020年4月からは当社関連会社である株式会社ジーエムエンジニアリングの代表取締役社長に就任し、企業経営全般の監督にも経験を有しております。これらの豊富な経験と実績を有していることから、客観的かつ適正な監査を行う能力を有した者と判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 清水博之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。清水博之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、33頁「4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）」の(注)6.に記載のとおりです。清水博之氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{*1}またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{*2}またはその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑥過去3年間において上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{*3}に限る）の配偶者または二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

-
- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

(ご参考)

本株主総会において各取締役候補者及び監査役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

		氏名	企業経営	財務・会計	営業・ マーケ ティング	製造・品質 管理・技術・ 研究開発	環境	人事・ 人材育成	法務・ コンプライア ンス・リスク 管理	情報 システム・ DX
取締役	社内	松尾 敏夫	○		○	○	○			
		出口 淳一郎	○				○	○	○	
		菊地 宏樹		○					○	
		三戸 慎吾			○	○		○		
		井上 茂樹			○	○	○			
	社外	出川 定男	○			○				○
		中西 義之	○		○					
		三井 久夫	○			○				
監査役	社内	西山 透		○				○		
		清水 博之	○		○					
	社外	谷澤 文彦	○	○						
		三澤 浩司	○	○						

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、期初より新型コロナウイルス感染症や半導体不足が影響し、期後半には変異株の感染拡大、原材料価格の高騰も影響しましたが、堅調な内需に支えられた中国及びワクチン接種の進展を背景に経済活動の正常化が進む欧米を中心に、全体として景気は緩やかに回復しました。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、カーボンニュートラル社会の実現に向けたEV関連の設備投資が拡大したほか、家電等の分野で樹脂製品需要が底堅く推移し、総じて高い水準の需要が継続しました。素形材・エンジニアリング事業では、エネルギー分野を中心に鋳鍛鋼製品の需要が安定的に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは長期ビジョンとして「従業員がワクワクして働ける会社」、「事業規模3,000億円への拡大・成長」を掲げ、2021年5月に策定しました2022年3月期を初年度とする5カ年の中期経営計画「JGP2025」に沿って、①世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ、②素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保、③新たな中核事業の創出、④ESG経営の推進の4つを基本方針とした事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、産業機械事業及び素形材・エンジニアリング事業が共に増加し、2,683億54百万円（前年同期比48.2%増）となりました。売上高は、産業機械事業及び素形材・エンジニアリング事業が共に増加し、2,137億90百万円（前年同期比8.0%増）となりました。損益面では、営業利益は154億60百万円（前年同期比51.2%増）、経常利益は167億72百万円（前年同期比56.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は139億48百万円（前年同期比102.3%増）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

(産業機械事業)

受注高は、樹脂製造・加工機械で複数の大型案件を受注したことに加え、成形機が増加したことから、2,248億82百万円（前年同期比54.8%増）となりました。

売上高は、成形機が増加したことから、1,711億60百万円（前年同期比9.4%増）となりました。

営業利益は、原材料等の価格高騰及び売上製品構成の変化等の要因はあったものの、前年同期に計上した棚卸資産評価損がなかったこと及び売上高の増加により177億96百万円（前年同期比27.5%増）となりました。

(素形材・エンジニアリング事業)

受注高は、鋳鍛鋼製品が増加したことから、401億66百万円（前年同期比22.6%増）となりました。

売上高は、鋳鍛鋼製品が増加したことから、400億52百万円（前年同期比4.0%増）となりました。

営業利益は、売上高は増加したものの、原材料等の価格高騰及びその他の引当金の計上等の要因があったことから、13億33百万円（前年同期比28.8%減）となりました。

(その他事業)

受注高は33億4百万円、売上高は25億78百万円、営業損失は26百万円となりました。

(事業別受注高)

部 門	第95期 (前連結会計年度) (2020年度)		第96期 (当連結会計年度) (2021年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)	
産業機械事業	145,278	80	224,882	84	79,604
素形材・ エンジニアリング事業	32,760	18	40,166	15	7,406
その他事業	3,046	2	3,304	1	258
合 計	181,085	100	268,354	100	87,269

(事業別売上高)

部 門	第95期 (前連結会計年度) (2020年度)		第96期 (当連結会計年度) (2021年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率 (%)	金額 (百万円)	比率 (%)	
産業機械事業	156,392	79	171,160	80	14,767
素形材・ エンジニアリング事業	38,517	19	40,052	19	1,534
その他事業	3,132	2	2,578	1	△553
合 計	198,041	100	213,790	100	15,748

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、49億3百万円であります。その主なものは、当社広島製作所の機械加工設備等の維持更新投資及び日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

- ① 当社は、2021年4月1日付で、水素ステーション用高圧蓄圧器及び水素吸蔵合金を用いた低圧水素貯蔵タンクの事業を、当社の100%子会社である日本製鋼所M&E株式会社に譲渡しております。
- ② 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、フラットパネルディスプレイ装置（FPD装置）事業を、吸収分割により、当社の100%子会社であるJSW ITサービス株式会社に承継いたしました。なお、JSW ITサービス株式会社は同日付で、商号をJSWアクティナシステム株式会社に変更しております。
- ③ 当社は、2021年10月1日付で、当社中空成形事業のうち、プラスチック燃料タンク製造用中空成形機を除く、中大型中空成形機の製造・販売・保守サービス事業を、当社の100%子会社である株式会社タハラに譲渡しております。

(5) 対処すべき課題

- ① 当社子会社の一部製品における品質検査の不適切行為

2022年3月下旬、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する検査数値を、関連仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為（以下本項において「不適切行為」といいます。）が行われていたことが社内調査により判明いたしました。

このことは、お客様との契約等に違反し、その信頼を大きく損なう重大な行為であり、お客様や当社株主の皆様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、ここに深くお詫び申し上げます。

現在は、既に不適切行為が判明した製品に関連するお客様に対し、逐次、ご連絡及びご説明を開始するとともに、品質・性能への影響について協議及び検証を進めております。今後も調査を継続すると共に、関係する皆様に対し、誠実に対応・協議を進めてまいります。なお、これまでの社内調査及び検証において、不適切行為に起因した、製品の品質・性能に影響する具体的な問題は現時点では確認されておりません。

一方、当社は、日本製鋼所M&E株式会社での不適切行為の発覚を受けて、その真因追究と再発防止策の徹底を図るとともに、日本製鋼所M&E株式会社のみならず当社グループの品質保証体制の検証及びコンプライアンスの一層の強化に取り組みます。加えて、外部弁護士から構成される特別調査委員会を設置し、調査を実施することを決議いたしました。当社は特別調査委員会の調査に全面的に協力し、当社グループの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

② 経営戦略

今後の経済見通しにつきましては、原材料価格の高騰、中国経済の減速懸念、ウクライナ情勢や各国によるロシアへの経済制裁の影響など、依然として不確実性が残る状態が続くと考えられますが、ワクチン接種や治療薬開発の進展に伴い、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が徐々に緩和されることで、世界的に景気が持ち直していくことが期待されます。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、カーボンニュートラル社会の実現に向けたEV化の流れを背景に車載用リチウムイオン電池素材の需要拡大に加え、自動車分野における設備投資の再開により成形機の需要回復も見込まれます。素形材・エンジニアリング事業では、鋳鍛鋼製品を中心に安定的な需要が見込まれます。

また、当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響を最小限に抑えるべく、お客様や従業員、そのご家族の皆様の安全と健康を第一として感染拡大防止に努めつつ、資金管理、生産・在庫の確認やサプライチェーンの確保等の措置を引き続き講じてまいります。

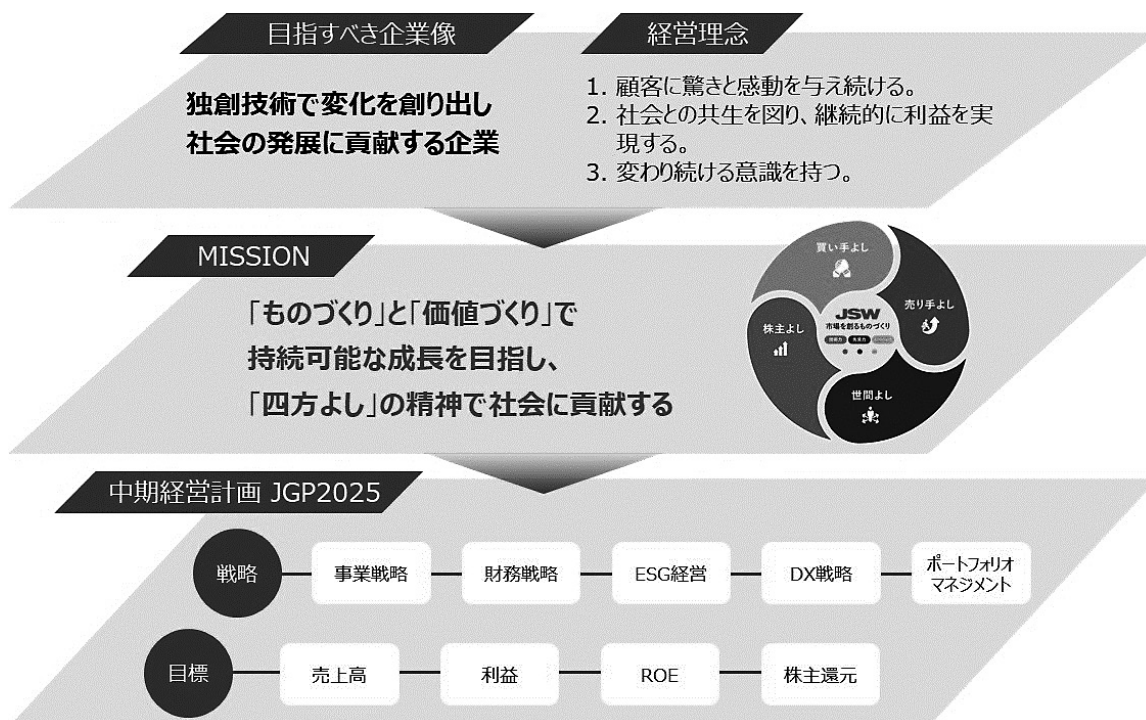
2023年3月期の連結業績見通しにつきましては、受注高2,800億円、売上高2,660億円、営業利益215億円、経常利益220億円を予想しております。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、上記①の日本製鋼所M&E株式会社での不適切行為が、2023年3月期の業績に与える影響を現時点で見通すことが困難であるため未定といたします。今後、合理的な算定が可能となった時点で速やかにお知らせいたします。

<中期経営計画「JGP2025」の概要>

当社グループは長期ビジョンとして「従業員がワクワクして働ける会社」、「事業規模3,000億円への拡大・成長」を掲げ、これを実現するために2022年3月期を初年度とする5カ年の中期経営計画「JGP2025」をスタートさせました。中期経営計画の概要は以下のとおりです。

1) 当社グループにおける「JGP2025」の位置づけと数値目標は以下のとおりです。

○ 「JGP2025」の位置づけ



○数値目標

			JGP2025	
	FY2019	FY2020	FY2023	FY2025
連結売上高	2,175億円	1,980億円	2,500億円	2,700億円
連結営業利益	187億円	102億円	200億円	270億円
売上高営業利益率	8.6%	5.2%	8.0%	10.0%
ROE	7.2%	5.1%	8.5%	10.0%

2) 「JGP2025」においては、以下の4つの基本方針を掲げて事業に取り組んでまいります。

- ① 世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ
 現有製品の競争力強化によって各製品でグローバルシェアNo.1を目指すとともに、プラスチック加工機械コンプレックス化を推進します。
 主な事業戦略は次のとおりです。
 - 造粒機
 - ・好調な中国市場を中心に更なるシェア拡大を目指します。
 - 二軸混練押出機
 - ・中国・東南アジアを中心に海外展開の強化を進めます。
 - フィルム・シート製造装置
 - ・セパレータフィルム用装置の高品質化対応を更に進めます。
 - ・ポストセパレータとして、5G関連フィルムなど成長分野への対応に注力します。
 - 射出成形機
 - ・グローバル生産体制の最適化を図るとともに、生産能力を拡大します。
 - プラスチック加工機械コンプレックス化
 - ・M&Aを活用した新たな製品の取り込みと育成を進めます。
- ② 素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保
 2020年4月1日に設立した日本製鋼所M&E株式会社を中心に、継続的な利益の確保に向けた体制の強化と変革を進めます。
 主な事業戦略は次のとおりです。
 - 鍛鋼製品
 - ・付加価値の高い機能性材料の取り込みによる収益拡大を図ります。
 - ・中小型製品・量産品の生産体制を確立し、受注拡大に努めます。

- クラッド製品
 - ・工場変動費・固定費を圧縮し、操業負荷変動に強い生産体制の構築を進めます。
- エンジニアリングサービス
 - ・水素関連製品の製品競争力を強化し、海外展開を図ります。
 - ・国土強靱化政策に対応したプラント・インフラ溶接構造物の取り込みを図ります。
 - ・独自技術を活用し、検査サービス事業を拡大します。
- ③ 新たな中核事業の創出

M&Aを活用して新たな産業機械製品を取り込むとともに、「フォトニクス」、「複合材料」、「金属材料」の3つの分野における新事業を早期に収益事業化し、新たな中核事業の創出を図ります。
- ④ ESG経営の推進

組織横断的な「ESG推進委員会」を新設し、ESG活動を効果的に推進します。

 - Environment：環境
 - ・環境と調和した社会の持続的な発展のため、CO₂排出量の削減、省資源・リサイクルの推進、製品による環境負荷の低減などの環境に配慮した事業活動を展開します。
 - Society：社会
 - ・持続的成長に資する人材基盤を形成するため、「働き方」重視から「働きがい」重視への取り組みを行うとともに、次世代リーダーの育成・人材の多様性確保を図ります。
 - Governance：企業統治
 - ・成長性と資本収益性を確保するため、4象限フレームワークによる事業ポートフォリオ評価を行うとともに、事業撤退基準の制定と投資採択基準の高度化を行います。

3) 2022年3月期までに実施又は計画した具体的な施策は以下の通りであります。

- ① 世界に類を見ないプラスチック総合加工機械メーカーへ
 - EV向けに大幅な需要増加が見込まれるセパレータ用フィルム・シート製造装置について、60ライン製造に向けて生産体制を着実に増強
 - コンデンサー用などのフィルム・シート製造装置への取り組み強化
 - 広島製作所にケミカルリサイクル対応の技術開発センターを建設中
 - 二軸混練押出機の世界標準機を開発し、中国、東南アジア市場へ展開
 - 自動車の軽量化に伴い需要拡大が見込まれる大型マグネシウム射出成形機を開発

- ② 素形材・エンジニアリング事業の継続的な利益の確保
 - 鋳鍛鋼製品における高収益化を目的とした製品ポートフォリオの見直しを鋭意推進
 - 天然ガス輸送管を主としたクラッド鋼管事業を縮小し、クラッド鋼材事業に特化

- ③ 新たな中核事業の創出
 - 次世代半導体関連装置などを開発・上市し、電子デバイス関連装置事業における製品ラインナップを更に充実
 - 窒化ガリウム基板の量産に向けて大型実証設備の稼働を開始
 - 世界最先端の銅合金素材製造設備が完成し、稼働を開始

- ④ ESG経営の推進
 - ESG推進委員会を中心にESG活動に対する取り組みを強化
 - コーポレート組織にESG推進室を新設

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 93 期 (2018年度)	第 94 期 (2019年度)	第 95 期 (2020年度)	第96期(当連結会計年度) (2021年度)
受 注 高 (百万円)	216,155	211,571	181,085	268,354
売 上 高 (百万円)	220,153	217,527	198,041	213,790
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	19,966	9,310	6,893	13,948
1 株当たり当期純利益 (円)	271.69	126.66	93.76	189.63
総 資 産 (百万円)	305,471	297,173	316,249	339,729

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 93 期 (2018年度)	第 94 期 (2019年度)	第 95 期 (2020年度)	第96期(当期) (2021年度)
受 注 高 (百万円)	160,553	154,596	113,259	179,047
売 上 高 (百万円)	165,624	162,073	119,824	132,911
当 期 純 利 益 (百万円)	17,129	6,594	9,815	9,242
1 株当たり当期純利益 (円)	233.08	89.71	133.50	125.66
総 資 産 (百万円)	263,005	253,298	255,107	268,140

(注) 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日本製鋼所M&E株式会社	100百万円	100	各種鋳鍛鋼品・鋼板・鋼管及び鋼構造物の製造及び販売、新素材・各種金属材料及び金属製品の製造・加工及び販売、各種プラントの設計・建設及び修理、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
日鋼 YPK 商事株式会社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
JSWアクティナシステム株式会社	110百万円	100	電子デバイス関連機器の製造・販売、修理・改造・メンテナンス
JSW アフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
日鋼 テクノ株式会社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
日鋼特機株式会社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
室蘭銅合金株式会社	100百万円	51	銅合金の溶解及び鋳造
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社タハラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
株式会社ジーエムエンジニアリング	40百万円	100	プラスチック用シート装置・押出成形機等、ダイ及び付属装置の設計・製造及び販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	400万 シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売
S M P L A T E K C O., L T D.	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	100万 香港ドル	100	射出成形機の販売・保守・改造

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	5,580千人民元	100	機械設備及び部品の販売・据付・保守、金属材料の販売・輸出入
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	450万米ドル	100	一般機械設備及び部品の製造・加工・据付・保守

- (注) 1. 日本製鋼所M&E株式会社は、2022年2月15日付で減資を行い、資本金額が減少しております。
 2. JSW ITサービス株式会社は、2021年10月1日付で、商号をJSWアクティナシステム株式会社に変更しております。

③ 特定完全子会社の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

部門	主 な 事 業	
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	成形機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	その他の産業機械	電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置、プレス・ラミネータ機等）、鉄道用連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エンジニアリング事業	鋳鍛鋼製品	発電用部材、原子力関連部材・ロール材・金型材等の一般鋳鍛鋼製品、機能性材料等の鋳鍛鋼部材の製造・販売
	クラッド製品	クラッド鋼板等の製造・販売
	エンジニアリング他	鋼構造物・関連部材等の製造・販売、各種プラントの設計・建設及び修理、風力発電機器の保守サービス、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
その他事業	その他の	新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

(9) 主要な営業所及び工場等 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	中部営業所 (名古屋市中区)、西日本営業所 (大阪市西区)、東北営業所 (仙台市宮城野区)、関東営業所 (さいたま市緑区)、名古屋営業所 (名古屋市中区)、関西営業所 (大阪府吹田市)、中国営業所 (広島市安芸区)、九州営業所 (福岡県春日市)、府中出張所 (東京都府中市)、浜松出張所 (浜松市中区)
研 究 開 発 拠 点	広島製作所技術開発部 (広島市安芸区)、横浜製作所技術開発部 (横浜市金沢区)
工 場	広島製作所 (広島市安芸区)、横浜製作所 (横浜市金沢区)、名機製作所 (愛知県大府市)

- (注) 1. 2021年3月31日付をもって名古屋支店及び関西支店を閉鎖し、2021年4月1日よりその業務は新たに設置した中部営業所及び西日本営業所に移管いたしました。
2. 2021年9月30日をもって、静岡営業所を閉鎖いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日本製鋼所 M&E 株式会社	北海道室蘭市
日鋼 YPK 商事株式会社	東京都品川区
JSWアクティナシステム株式会社	神奈川県横浜市金沢区
JSW ア フ ティ 株式会社	東京都八王子市
日鋼 テ ク ノ 株式会社	広島県広島市安芸区
日鋼 特 機 株式会社	東京都新宿区
室蘭銅合金株式会社	北海道室蘭市
ファインクリスタル株式会社	北海道室蘭市
株式会社タハラ	千葉県印西市
株式会社ジーエムエンジニアリング	神奈川県横浜市港北区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 ニューヨーク州
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール
S M P L A T E K CO., LTD.	韓国 安山市
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	中国 広東省深圳市

会社名	所在地
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海市
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	中国 浙江省寧波市

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,658名	216名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,782名	64名減	39.6歳	13.7年

(注) 従業員数は就業者数であります。

(11) 主な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

① 当社の借入先の状況

借入先	借入金残高
シンジケートローン	35,000百万円
株式会社三井住友銀行	4,630百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,600百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,708百万円

(注) 1. シンジケートローンのうち、25,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする19社の協調融資によるものです。
2. シンジケートローンのうち、10,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする14社の協調融資によるものです。

② 子会社の借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社北洋銀行	3,850百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 当社が発行する株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式総数 74,373,265株
- ③ 資本金 19,778,965,374円
- ④ 株主数 20,593名（前期末比1,615名増）
- ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,990,700株	20.38%
株式会社日本カスタディ銀行（信託口）	8,184,500	11.12
大樹生命保険株式会社	2,827,600	3.84
株式会社三井住友銀行	2,200,032	2.99
ビービーエイチマシユーズアジア ディビデンドファンド	1,945,200	2.64
三井住友信託銀行株式会社	1,630,400	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	1,564,800	2.13
三菱重工業株式会社	1,006,200	1.37
ジュニパ	930,700	1.27
月島機械株式会社	922,900	1.25

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式（804,074株）を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,435株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、35頁「4.(2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

④ 政策保有株式の縮減に向けた取り組み

当社は、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、政策保有株式の保有意義の定期的な確認・見直しを実施しており、保有意義が薄れた株式については順次売却を進めております。

また、中期経営計画「JGP2025」において、持続的な企業価値向上を目的に、成長投資と株主還元の適切なバランスを確保することを財務戦略に掲げ、政策保有株式の売却によって得られた資金を成長投資と株主還元に分け振り分けることとしております。

	第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (当期) (2021年度)
保有銘柄数 (銘柄) (みなし保有株式を含む場合)	88 (91)	85 (88)	69 (72)	62 (65)
貸借対照表計上額の 合計額 (百万円) (みなし保有株式を含む場合)	27,985 (30,071)	20,492 (21,950)	24,011 (26,130)	18,735 (20,824)
対連結純資産比率 (%) (みなし保有株式を含む場合)	21.6 (23.2)	15.5 (16.6)	16.9 (18.4)	12.4 (13.8)

(注) みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役社長		宮 内 直 孝
代表取締役副社長	安全保障輸出管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部・特機本部管掌、事業開発室管掌、広島製作所・横浜製作所・名機製作所担当	松 尾 敏 夫
取締役常務執行役員	CSR・リスク管理担当、ESG推進担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部・総務部担当、秘書室長	出 口 淳一郎
取締役常務執行役員	CISO、デジタル化推進担当、素形材・エンジニアリング事業担当、情報システム室・知的財産部担当	岩 本 隆 志
取締役常務執行役員	CFO、経理部担当、経営企画室長	菊 地 宏 樹
取締役執行役員	新事業推進本部長	三 戸 慎 吾
取 締 役		出 川 定 男
取 締 役	DIC株式会社 相談役 株式会社IHI 社外取締役 株式会社島津製作所 社外取締役	中 西 義 之
取 締 役	株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役	三 井 久 夫
常 勤 監 査 役		柴 田 尚
常 勤 監 査 役		西 山 透
監 査 役		谷 澤 文 彦
監 査 役		三 澤 浩 司

- (注) 1. 取締役 出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 谷澤文彦氏及び三澤浩司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 谷澤文彦氏及び三澤浩司氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏並びに監査役 谷澤文彦氏及び三澤浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 出川定男氏、中西義之氏及び三井久夫氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当事業年度中に在任していた者を含む当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が被保険者に対して訴訟提起した場合等、一定の事由においては補填の対象としないこととしております。

7. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中西義之	当社取締役 DIC株式会社 相談役 株式会社IHI 社外取締役	当社取締役 DIC株式会社 相談役 株式会社IHI 社外取締役 株式会社島津製作所 社外取締役	2021年6月25日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
柴田尚	2021年6月21日	任期満了	取締役
渡邊健二	2021年6月21日	辞任	常勤監査役

(3) 取締役 三戸慎吾氏及び監査役 柴田尚氏は、2021年6月21日開催の第95回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

8. 2022年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏名
代表取締役社長		松尾敏夫
代表取締役副社長	安全保障輸出管理管掌、人事教育部管掌、CSR・リスク管理担当、ESG推進担当、安全衛生管理・環境管理担当、総務部担当	出口淳一郎
取締役常務執行役員	CISO、素形材・エンジニアリング事業管掌、デジタル化推進担当、情報システム室担当	岩本隆志
取締役常務執行役員	CFO、樹脂機械事業・成形機事業部・産業機械事業部・特機本部管掌、事業開発室管掌、経理部担当、経営企画室長	菊地宏樹
取締役常務執行役員	新事業推進本部長	三戸慎吾
取締役		宮内直孝
取締役		出川定男
取締役		中西義之
取締役		三井久夫
常務執行役員	CTO、全社品質担当、知的財産部担当、横浜製作所担当、産業機械事業部長、事業開発室長	井上茂樹
常務執行役員	樹脂機械事業部長	馬本誠司

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容に関する事項

ア. 取締役の報酬等に係る決定方針

当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下本項において「決定方針」といいます。）を決議し、更に2022年3月23日開催の取締役会において、改定を決議しております。なお、それぞれの取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議内容について報酬諮問委員会にて審議し、答申を受けております。

決定方針の内容は以下の通りです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、当社の持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとなり、またそれぞれの役割と責務に応じた水準となる報酬体系とし、その決定過程においては公正性と透明性を確保する報酬制度とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬（年額報酬の基礎部分）、変動報酬（年額報酬の全社業績連動部分及び部門業績・成果連動部分＋賞与）及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみを支払う。

b. 決定の手続き

取締役の報酬は、報酬諮問委員会の答申を経て取締役会にて決定する。但し、年額報酬の役位別、個人別の配分及び賞与の個人別配分については、取締役会の決議により、代表取締役社長に委任することができる。その場合、本委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従い決定するものとする。

c. 報酬の構成と割合

取締役の報酬の構成とその割合は、以下のとおりとする。

1) 代表取締役社長及び代表取締役副社長

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分）及び株式報酬とする。割合は、社長は「固定報酬（①基礎部分）：変動報酬（②全社業績連動部分）：株式報酬＝55：35：10」、副社長は「固定報酬（①基礎部分）：変動報酬（②全社業績連動部分）：株式報酬＝60：30：10」を目安とする。

2) 社内取締役

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分、③部門業績・成果連動部分）、賞与及び株式報酬とする。割合は、「固定報酬（①基礎部分）：変動報酬（②全社業績連動部分、③部門業績・成果連動部分、賞与）：株式報酬＝60：30：10」を目安とする。

3) 社外取締役の報酬については、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成する。

なお、取締役の報酬の水準及び構成割合については、ベンチマークとする当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準や当社従業員の給与水準を踏まえて、定期的にその妥当性を検証する。

イ. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成され、各監査役の報酬は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役の報酬等の算出方法に係る事項

ア. 年額報酬

a. 基礎部分

基礎部分は、固定報酬として役位及び在任年数に応じて決定しております。

b. 全社業績連動部分

全社業績連動部分は、変動報酬として各年度の連結業績に応じて決定しております。親会社株主に帰属する当期純利益部分と連結営業利益部分により構成されております。

なお、当該指標を選択した理由は、中期経営計画における全社業績目標に直結する重要指標であるためです。

1) 親会社株主に帰属する当期純利益部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50%に対して、中期経営計画にて定めた親会社株主に帰属する当期純利益目標額に対する前年度末時における達成率を乗じて決定します。

2) 連結営業利益部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50%に対して連結営業利益目標額に対する達成率を乗じて決定します。

c. 部門業績・成果連動部分

部門業績・成果連動部分は、変動報酬として取締役の担当する部門の業績評価に応じて決定しております。

取締役の役位に応じた部門業績・成果連動部分基準額に対して、経営戦略会議にて決定された部門業績評価（S、A、B、C、Dのランク付け）に基づく係数を乗じて決定します。

なお、各部門の部門業績評価は、経営戦略会議において、年度事業予算達成を目標とする評価基準（業績指標および定性評価項目等）を年度初に設定し、次年度において評価基準の達成率に基づき決定します。

当事業年度の部門業績評価における評価項目（業績指標）は、業績の早期回復を重視するために「受注高」及び「営業利益」としました。

イ. 賞与

賞与は、変動報酬として取締役の担当する部門の業績評価及び個人別の業績成果に応じて決定しております。部門の業績評価部分と個人別の業績成果部分の比率は50%：50%としております。但し、本社部門を管掌する取締役については、個人別の業績成果部分のみとしております。

部門の業績評価部分と個人別の業績成果部分における評価項目（業績指標）は次のとおりです。

なお、当該指標を選択した理由は、中期経営計画における部門業績目標に直結する重要指標であるためです。

a. 部門の業績評価部分

取締役の役位に応じた賞与基準額に対して、中期経営計画にて定めた各部門の連結営業利益目標額に対する前年度末時における達成率を乗じて決定します。

b. 個人別の業績成果部分

担当部門の受注高・売上高・営業利益額の年度実績比、中期経営計画の進捗状況、新規市場開拓・品質・安全成績・コンプライアンスの3つの指標を基本に、A～Eのランクを決定し、賞与基準額にランクに応じた係数を乗じて決定します。

ウ. 株式報酬

株式報酬は、企業価値向上のための中長期的なインセンティブ及び株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

当社は、社外取締役を除く取締役との間で、譲渡制限期間（3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間）を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結し、当該取締役に対して当社の普通株式を発行し又は処分するものとしております。

割当株式数については、取締役の役位に応じた職位別基準額を譲渡制限付株式報酬割当契約の締結に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式終値で除した株数とします。

なお、具体的な配分については、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて決定します。

工. 当事業年度の評価項目の目標値及び実績値

評価項目(連結)	事業セグメント	目標値 (億円)	実績値 (億円)
受注高	産業機械事業	2,070	2,248
	素形材・エンジニアリング事業	430	401
		2,540	2,683
売上高	産業機械事業	1,760	1,711
	素形材・エンジニアリング事業	460	400
		2,260	2,137
営業利益	産業機械事業	178	177
	素形材・エンジニアリング事業	19	13
		160	154
親会社株主に帰属する当期純利益		110	139

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長宮内直孝（当時）に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分及び賞与の個人別配分の具体的な決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容の決定は報酬諮問委員会からの答申に従うものと決定方針に規定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定において、報酬諮問委員会にて決定方針との整合性等を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、取締役会は当該内容の決定を決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	決議時点における 役員の員数	報酬限度額	株主総会決議年月日
取締役	年額報酬・ 賞与	取締役9名	年額480百万円以内	2018年6月26日 第92回定時株主総会
		(うち社外取締役3名)	(年額50百万円以内)	2020年6月24日 第94回定時株主総会
	譲渡制限付 株式報酬	社外取締役を除く 取締役6名	年額100百万円以内	2018年6月26日 第92回定時株主総会
監査役	年額報酬	監査役4名	年額90百万円以内	2018年6月26日 第92回定時株主総会

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	335,130 (33,660)	221,700 (33,660)	86,293 (-)	27,137 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	55,200 (19,200)	55,200 (19,200)	-	-	5 (2)
合計 (うち社外役員)	390,330 (52,860)	276,900 (52,860)	86,293 (-)	27,137 (-)	15 (5)

- (注) 1. 上記の報酬には、2021年6月21日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名への支給分を含んでおります。
 2. 当事業年度における株式報酬の交付状況は、31頁「2.(1)⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 出川定男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、経営上重要な事項、取締役及び執行役員の重要な業務執行の決定について審議・決裁を行うとともに、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う毎週1回開催の「経営戦略会議」に参加し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして問題提起と意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しました。

② 取締役 中西義之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

DIC株式会社の取締役会長を兼任しておりましたが、会長職及び取締役を退任し、2021年3月30日付で同社相談役に就任しております。また、株式会社IHI及び株式会社島津製作所の社外取締役を兼任しております。各社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、経営上重要な事項、取締役及び執行役員の重要な業務執行の決定について審議・決裁を行うとともに、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う毎週1回開催の「経営戦略会議」に参加し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして問題提起と意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しました。

③ 取締役 三井久夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社リブドゥコーポレーションの社外監査役を兼任しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、経営上重要な事項、取締役及び執行役員の重要な業務執行の決定について審議・決裁を行うとともに、経営全般に係わる事項の協議・報告・モニタリングを行う毎週1回開催の「経営戦略会議」に参加し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして問題提起と意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しました。

④ 監査役 谷澤文彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

⑤ 監査役 三澤浩司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

(注) 20頁「1.(5)対処すべき課題」に記載しておりますとおり、当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する実際の検査数値を、仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが社内調査により判明いたしました。社外取締役及び社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。また、上記事実の判明後においても、取締役会・監査役会等において再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------|----------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | |
| 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 | 70,300千円 |
| 上記以外の業務に係る報酬等の額 | — 千円 |
| 合計 | 70,300千円 |
- ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 99,800千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

- 当社の監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、報酬の額は妥当であるとの結論に至ったことから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 以下の重要な子会社は当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
 THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.
 SM PLATEK CO., LTD.
 JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.
 JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。

したがって、当社は、当社株券等の大量買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(2) 役員指名及び解任の基本方針・手続

A. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定及び役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役及び監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

B. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」及び「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に基づき、当社の業績、企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有している者。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

C. 選定手続

取締役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

D. 解任基準

役員が法令、定款等に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

E. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

F. 社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者とします。

(3) 社長選任及び解任の手続

A. 社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

B. 選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

C. 解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 (2022年3月31日現在)	科目	第96期 (2022年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	252,091	流動負債	134,413
現金及び預金	106,239	支払手形及び買掛金	31,500
受取手形及び売掛金	55,840	電子記録債務	24,407
電子記録債権	3,723	短期借入金	10,412
商品及び製品	4,735	一年内返済予定の長期借入金	15,939
仕掛品	62,863	リース債務	340
原材料及び貯蔵品	6,985	未払金	968
前渡金	5,512	未払法人税等	3,136
前払費用	363	未払消費税等	372
未収入金	228	未払費用	10,296
未収法人税等	108	契約負債	31,083
未収消費税等	4,136	役員賞与引当金	59
その他の流動資産	1,686	完成工事補償引当金	528
貸倒引当金	△333	工事損失引当金	702
		風力事業損失引当金	734
		事業再構築引当金	1,617
		その他の流動負債	2,313
固定資産	87,638	固定負債	54,232
有形固定資産	44,509	長期借入金	31,142
建物及び構築物	22,004	リース債務	608
機械装置及び運搬具	10,635	繰延税金負債	351
工具・器具・備品	1,436	役員退職慰勞引当金	41
土地	7,989	退職給付に係る負債	12,341
リース資産	764	長期預り保証金	7,551
建設仮勘定	1,679	資産除去債務	1,377
無形固定資産	1,951	その他の固定負債	819
のれん	407		
リース資産	82		
その他の無形固定資産	1,460		
投資その他の資産	41,177	負債合計	188,646
投資有価証券	19,602	(純資産の部)	
長期貸付金	303	株主資本	146,765
長期前払費用	312	資本金	19,778
更生債権等	209	資本剰余金	5,510
退職給付に係る資産	3,302	利益剰余金	123,790
繰延税金資産	14,543	自己株式	△2,314
その他の投資	3,223	その他の包括利益累計額	2,674
貸倒引当金	△319	その他有価証券評価差額金	2,217
		繰延ヘッジ損益	△453
		為替換算調整勘定	250
		退職給付に係る調整累計額	661
		非支配株主持分	1,643
資産合計	339,729	純資産合計	151,083
		負債及び純資産合計	339,729

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第96期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売上高		213,790
売上原価		165,974
売上総利益		47,816
販売費及び一般管理費		32,355
営業利益		15,460
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	704	
為替差益	201	
固定資産賃貸益	461	
持分法による投資利益	29	
雑収益	424	1,864
営業外費用		
支払利息	281	
支払補償費	104	
雑損失	167	553
経常利益		16,772
特別利益		
固定資産売却益	1,268	
投資有価証券売却益	2,235	3,503
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	369	
投資有価証券売却損	94	
投資有価証券評価損	73	539
税金等調整前当期純利益		19,736
法人税、住民税及び事業税	5,342	
法人税等調整額	270	5,613
当期純利益		14,123
非支配株主に帰属する当期純利益		174
親会社株主に帰属する当期純利益		13,948

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 (2022年3月31日現在)	科目	第96期 (2022年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	170,784	流動負債	107,305
現金及び預金	74,579	支払手形	3,046
受取手形	391	電子記録債務	21,146
電子記録債権	1,027	買掛金	15,441
売掛金	39,113	短期借入金	8,830
商品及び製品	312	一年内返済予定の長期借入金	15,740
仕掛品	35,432	リース債務	74
原材料・貯蔵品	2,825	未払金	1,069
前渡金	5,877	未払費用	5,455
前払費用	207	未払法人税等	1,953
貸付金	5,400	契約負債	26,646
未収入金	1,132	役員賞与引当金	28
未収消費税等	2,994	完成工事補償引当金	42
その他の流動資産	1,504	工事損失引当金	663
貸倒引当金	△13	風力事業損失引当金	734
固定資産	97,356	事業再構築引当金	1,617
有形固定資産	36,903	設備関係支払手形	658
建物	18,432	その他の流動負債	4,155
構築物	1,489	固定負債	39,527
機械装置	7,746	長期借入金	28,588
車両運搬具	90	長期預り保証金	554
工具・器具・備品	1,184	リース債務	57
土地	6,809	退職給付引当金	7,818
リース資産	85	関係会社事業損失引当金	1,041
建設仮勘定	1,065	資産除去債務	1,248
無形固定資産	1,573	その他の固定負債	219
のれん	404	負債合計	146,833
諸利用権	102	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,020	株主資本	119,115
ソフトウェア仮勘定	11	資本金	19,778
リース資産	34	資本剰余金	5,505
投資その他の資産	58,878	資本準備金	5,505
投資有価証券	18,649	利益剰余金	96,145
関係会社株式	20,445	利益準備金	3,236
関係会社出資金	964	その他利益剰余金	92,908
長期貸付金	2,653	固定資産圧縮積立金	3,092
繰延税金資産	12,350	別途積立金	60,000
長期前払費用	295	繰越利益剰余金	29,815
更生債権等	55	自己株式	△2,314
前払年金費用	2,448	評価・換算差額等	2,192
その他の投資	1,147	その他有価証券評価差額金	2,140
貸倒引当金	△132	繰延ヘッジ損益	51
資産合計	268,140	純資産合計	121,307
		負債及び純資産合計	268,140

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第96期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売上高		132,911
売上原価		106,453
売上総利益		26,458
販売費及び一般管理費		19,054
営業利益		7,404
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	2,022	
業務請負収入	345	
ロイヤルティ収入	306	
雑収益	351	3,060
営業外費用		
支払利息	265	
固定資産賃貸損	220	
雑損失	108	594
経常利益		9,870
特別利益		
固定資産売却益	1,142	
投資有価証券売却益	2,235	
事業分離における移転利益	41	3,419
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	208	
投資有価証券売却損	94	
有価証券評価損	73	
関係会社事業損失引当金繰入額	51	430
税引前当期純利益		12,859
法人税、住民税及び事業税	3,130	
法人税等調整額	485	3,616
当期純利益		9,242

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

**EY新日本有限責任監査法人
東京事務所**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 井 慎 吾

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 井 慎 吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社において品質検査の不適切行為が判明しました。監査役会としては、現在、当社と利害関係の無い第三者による特別調査委員会が設置され調査が開始されていること、お客様対応、並びに真因の追究及び再発防止に取り組んでいることを確認しております。今後も引き続きこれらの対応とその進捗を注視・検証してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社日本製鋼所監査役会

常勤監査役	柴田	尚	㊟
常勤監査役	西山	透	㊟
社外監査役	谷澤	文彦	㊟
社外監査役	三澤	浩司	㊟

以上

〈× 欄〉



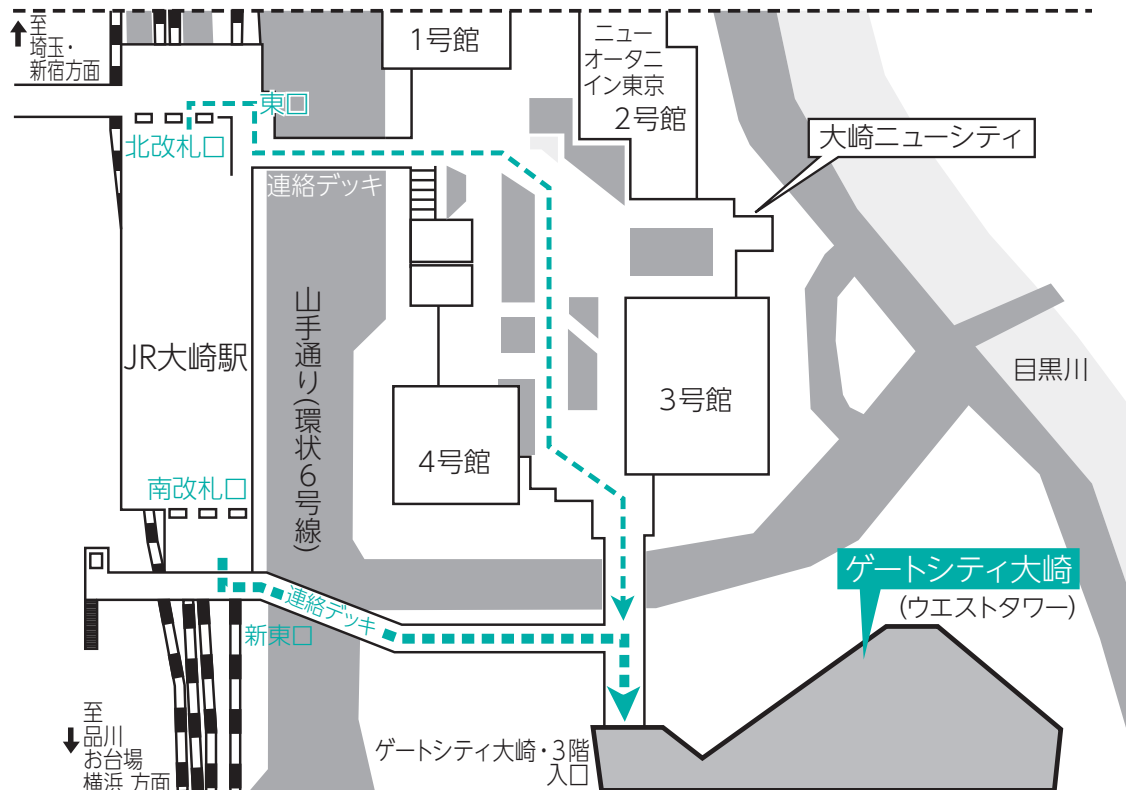
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウエストタワー
地下1階 ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウエストタワー3階入口まで



◎JR大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウエストタワー3階入口よりお入りください。インフォメーション裏のエスカレーターで地下1階までお越してください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。